

平成 29 年度 F I T 交流・二地域居住ツアー実施業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 委託業務名

平成 29 年度 F I T 交流・二地域居住ツアー実施業務

※ F I T とは、福島県、茨城県、栃木県の県際地域の 36 市町村や 3 県、関係団体等で組織する F I T 構想推進協議会の略称である。当協議会は、「人と自然との共生」、「新しい時代の活力ある地域の形成」、「連携・協働による地域・交流圏の発展」を基本理念として、各種振興事業に取り組んでおり、平成 29 年度 F I T 交流・二地域居住ツアー（以下「交流・二地域居住ツアー」という。）もその一環として実施するもの。

なお、F I T 構想及び F I T 構想推進協議会について詳しくは、下記のホームページを参照すること。

（参考）F I T 構想推進協議会ホームページ <http://www.fit-area.jp/>

2 業務の目的

交流・二地域居住ツアーは、主に東京圏の若い世代が F I T 圏域へ移住するきっかけとなるよう、地域の魅力を発見できるような機会を創出するとともに、F I T 圏域内への交流・二地域居住の促進を図ることを目的とする。

3 業務の内容

交流・二地域居住ツアーの企画立案、実施及び付随する一切の業務（参加者の募集、参加申込の受付、旅行契約の締結、代金の受領・精算、アンケートの実施・取りまとめ・分析等）とする。詳細は下記による。

（1）企画立案

- ツアーの企画立案に当たっては、F I T 圏域で生活する人々との交流や魅力的なスポットの訪問やイベントへの参加などにより、参加者がその地域の魅力（ヒト・モノ・コト等）に触れる、ツアー後も地域への再訪や二地域居住、移住といったステップへ進むことが期待できるような工夫を講じること。
- 参加者から負担金を取ることは妨げないが、当該負担金が集客に悪影響を及ぼさないよう留意するとともに、参加者負担金も含め、あらかじめ必要とする経費や内訳を記載した書面（見積書に参加者負担金や必要経費の内訳を明示する形で提出しても可）を提出すること。

（2）参加者の募集

- 東京圏の若者に訴求力がある媒体の活用等、効果的な工夫を講じること。

（3）実施

- 東京圏発着のバスツアーとし、茨城県・栃木県・福島県の市町村をそれぞれ必ず 1 以上巡る内容とすること。

- 実施月は11月でかつ、休日や週休日を含む2泊3日での実施とすることを原則とする。
- 人数は概ね20名から30名程度とする。
- 委託事業の実施にあたっては、旅行業法等の関係法令等を遵守すること。
- 参加者募集に際し、あらかじめ募集方法の具体的な方策を提示することとし、効果的な広報等により募集人員を確保すること。
- ツアーの実施に当たっては、関係機関と十分調整を図ること。
- 取材撮影された動画、写真、記事等については、委託者が活用（ウェブサイト、雑誌または広報等メディアへの掲載等）できるよう権利等の調整すること。

(4) 参加者へのアンケート等による効果検証

- ツアー参加者へのアンケート調査を実施し、地域におけるプログラムの評価、県北地域への移住・二地域居住の意向等を調査確認のうえ、効果検証を行うこと。
- アンケート調査の項目や調査手法についても明確にすること。なお、アンケートの実施に当たっては、当該ツアーの目的が移住・二地域居住に繋げることを踏まえ、地域への再訪、移住や二地域居住への意識の醸成等が把握できるような工夫を講じること。

4 委託期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

5 見積限度額

1,297千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

（注）これは、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

6 秘密保持

本委託業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、茨城県個人情報保護条例を準用するとともに、個人情報保護に関する法令を遵守すること。

7 著作権の取扱

- (1) 本委託業務の実施による文章、画像、音声その他一切の著作権については、委託者が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、成果品にかかる著作権者人格権を有する場合においても、これを行行使しないものとする。

8 成果物等

(1) 成果物

- | | |
|------------------------------|----|
| ① ツアー実施報告書（紙出力） | 2部 |
| ② アンケート個票及び結果集計表（紙媒体ないし電子媒体） | 1式 |

(2) 納期

平成30年3月31日

(3) 納品先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県企画部県北振興課

9 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) この募集要領に明示無き事項または業務に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。
- (3) 業者選定後は、委託者及び選定業者において協議の上、提案された内容や募集要領に基づき仕様書を作成し、契約を締結することとする。